

シンポジウム『女性と年金』 ～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～

日時：平成 27 年 11 月 26 日 (木) 14:00～17:00
会場：東海大学校友会館

【第 1 部】論点提示「女性と年金の問題」

永瀬 伸子 (お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授・日本年金学会幹事)

1.女性と年金：論点整理

<シンポジウムの意図>

現在、安倍政権では「103 万円の壁」、あるいは「103 万円の壁」をどういうふうに変えようかということが話し合われています。このシンポジウムを企画した去年は今ほど新聞に取り上げられていませんでしたが、女性と年金の在り方を考えるシンポジウムをぜひ開きたいということで、今回諸先生方にお集まりいただきました。



実は私は 2000 年に厚生労働省で開かれた通称「女性と年金検討会」の委員でした。その当時ものすごく活発な議論がありまして、新聞にも毎回取り上げられました。第 3 号被保険者制度はどうかという否定的な意見と、第 3 号被保険者制度は重要であるという意見とがあり、結局は第 3 号被保険者制度は変わりませんでした。そのときに出てきた幾つかの案としては、例えば年金を夫婦で分割する案、あるいは第 3 号被保険者の期間は子どもが幼いうちだけに限定する案、あるいは第 3 号被保険者がいる人といない人で保険料を変える案などがありました。結局、離婚分割は国会を通り法律となりましたが、その他はなかなか変えられなかったというのが当時だったのではないかと思います。

それから 15 年たち、日本の年金をめぐる状況は一層変わってきました。一つは働く女性が増加してきたこと、一方で、当時と比べても男性も女性も雇用が不安定化し非正規雇用が増えてきたこと。それから家族という点では、無配偶男女が増えて、生涯シングルも増えてきたこと。そして高齢期に子ども夫婦と同居する者が大幅に減少したこと。さらに、これから先を見通すと 25 年後には 65 歳以上人口が 4 割になると予想されており、その点からも「女性と年金」の在り方を新たに考えていく必要があると思われます。

老後の年金は手厚いことに越したことはないわけですが、こういった変化の中で現役女性の年金加入はどういうものを考えていったらいいのか、それから高齢期の

女性の年金給付上の配慮はどういうふうに変えていったらいいのかということです。

現在、女性への配慮としては、第3号被保険者制度、遺族年金、離婚分割、育児期間などがあります。サラリーマンの妻に対する配慮は比較的ありますが、低賃金の单身の方、非正規雇用のご夫婦、母子世帯の母等への年金上の配慮はかなり薄いものとなっており、老後の年金が不十分な場合は生活保護に行かざるを得ない状況です。生涯シングルの女性が増え、低所得世帯の妻や離別女性、母子世帯も増えていく中で、女性が自分で老後に備えられる仕組みをもっと拡大していく必要があるのではないかと考えます。ただし「女性と年金」ということになると、2000年の会議のときもそうだったのですが、ご自身のご家族、自分の奥さんの働き方がどうであるかによってそれぞれのお一人お一人の考え方がかなり変わると思うのです。

私は大学の教員をしているので、「永瀬さんには分からないよ」と言われるのですが、私は結婚してから途中までは第3号被保険者で、第2子が2歳になったときに第2号被保険者になりました。その途中に第1号被保険者の期間があります。ですから、第3号被保険者、第1号被保険者、第2号被保険者を経験した当事者でもあります。あまり年齢は言いたくないのですが、生まれ年がどの辺かというのはとても重要だと思います。私は均等法の前に就職していて、つまり1960年ごろに生まれました。その頃の私の同級生の多くは結婚退職か出産退職をしています。友人たちのその後はいろいろでして、生涯シングルの方もいますし、私のように仕事に本格的に戻った人もいます。それから、主婦として103万円ぐらいまで働いている方もいます。日本全体の統計を見ると、いったん辞めた妻は大体103万円ぐらいまで働いている方が多いというのが私の世代の日本の女性像です。

そういう女性像を支えているのが、男性の長期雇用の安定的な働き方であり、女性については第3号被保険者制度をはじめとする社会保障制度です。しかしながら今後現役人口が大きく減り高齢人口が増えるような社会において、また子どもが持ちにくい状況を緩和すべき社会において、社会保障、女性と年金についてどういうふう考え直す必要があるのか、新たに議論・討論することが重要と考えています。

こんなことを考えていたときに、『年金と経済』という雑誌から、2014年の政府の財政検証について、特にパートの厚生年金への適用拡大オプション試算の結果についての論文依頼がありました。これから先、年金水準がどんどん下がっていくだろうという試算結果についてです。注意深く読むと、経済成長が中位の試算において私の世代、すなわち1960年生まれですが、65歳になったときに今の賃金で夫婦で20万2000円ぐらいをモデル年金で頂けると試算されていました。しかしながら、その後はマクロ経済スライドでどんどん年金水準は下がっていき、ありそうな経済のケースでも、85歳のときに夫婦で14万円ぐらいに下がるとの検証結果が示されていたのです。なお財政検証では現役の代替率としてのパーセンテージしか出されていませんのでこの金額そのものが示されていたわけではありません。代替率から現在の賃金をもとに賃金表示したものです。モデル年金というのは、夫が40年平均賃金で働いて、奥さんも専業主婦という世帯ですが、その年金が85歳ぐらいになるまでに20万円から14万円ぐらいにまで下がっていくという見通しが出されたわけでした。

このような状況に対抗する方法として、厚生労働省はオプション試算 1、2 というのを出しています。オプション試算 2 というのは、月 5.8 万円以上稼ぐ人は全員が第 2 号被保険者になり、第 1 号被保険者の人も月 5.8 万円以上稼ぐ人は全員が第 2 号被保険者に入るという試算です。そうすると第 2 号被保険者が 1200 万人増え、年金財政がかなり改善され、年金低下ももう少し小幅で済むという試算でした。なおオプション試算 1 とはほんの少しパートの年金加入がすすむという試算で影響は小さいものです。

そういう試算を読んだわけですが、そのような大きな変更をルール化すればそれで女性たちが喜んで第 2 号被保険者になるでしょうか。これを疑問に思いました。現在では 103 万円、103 万円までの方が得だということで就業調整が起きているような状況があるので、ルールをつくっただけではそう簡単に第 2 号被保険者には移動しないでしょう、第 3 号被保険者制度を含めて、年金の在り方を大きく再考する必要があると思うということをその雑誌に書きました。そのための工夫として、少しでも収入がある人には同じように社会保険料を賦課する、しかしバンドポイント制をとり低賃金の人には相対的に高い給付を与える、加えて育児期間の考慮、再就職の評価、といったような試案を書きました。

これは 1 つの試案にすぎませんが、女性が年金に入るのに、どういう課題があって、また高齢化のすすむ社会に向けてどういうことを考えていったらいいのかは重要な課題です。すぐさまの一致した答えは出ないかもしれませんが大勢の先生方の知恵を絞り、議論できればと存じます。

まず、現在の制度についてお話しするのが私の役目ですので、そのようにさせていただきます。

2. 女性への年金配慮：第 3 号被保険者制度

<1985 年改正の制度設立当時の意味>

1985 年の年金の大改正は、ちょうど私が 20 代のころです。その時に「第 3 号被保険者制度」が通りました。図 1 の左側をご覧ください。厚生労働省の資料からですが、定額部分というのは、賃金が低い人でも高い人でも、雇用者であれば同じようにもらえる部分で、当時のモデル年金では、32 年加入で 7 万 6800 円でした。また奥さんがいる人には 1 万 5000 円の加給年金がありました。それから、報酬比例部分は、給料が高い人はたくさん、低い人は少しもらえるという年金の部分で、当時のモデル年金では 81300 円でした。

1985 年改正の後は図 1 の右側ですが、すぐさま給付が変わるわけではありません。当時の 20 代の人—つまり私の世代ですが—が 60 歳になったときにはこういう制度が完成するという改正です。その完成図ですが、具体的には、妻分に月 5 万円の年金ができ、夫分に 5 万円の基礎年金ができるとされました。これが現在では一人あたり月約 6 万 5000 円になっている基礎年金のことです。それから、報酬比例部分は、昔は 32 年加入だったのが、40 年加入がモデル年金となり、1 年あたりの加入に

対する給付乗率が下がる。そのため報酬比例部分は少し小さくなり、モデル年金で76200円となると示されています。しかし、離婚しなければ改正前も改正後も夫婦世帯のモデル年金は17万円強と変わらず、ただし奥さん名義の年金ができるのだと1985年改正は説明されました。

1985年の40代の女性という主婦が多かったので、この改正は比較的歓迎されました。しかしその後、「この改正は専業主婦優遇なのではないか」と言う単身女性の方たちも増えました。図2をご覧ください。改正前は、賃金が低い人も高い人も働く者が共通にもらう定額部分が7万6800円でした。それが単身だと5万円に縮小してしまいます。それから、報酬比例部分ですが、女性は平均では男性の賃金の半分程度しか得られていませんので、報酬比例部分も小さい。つまり、夫婦世帯であれば1985年改正でも年金給付水準は変わらなかったのですが、単身もしくは共働きの場合はプラス5万円の分がありません。その上で、定額部分が縮小し乗率が下がったので、共働きおよび単身、特に低所得の層の単身については時間をかけながら年金水準が下がる改正でもあったわけです。

<第3号被保険者制度の当時の評価と将来社会に向けての評価>

これについてどう評価するかですが、当時はそれほどシングルが増えると思われていなかったのです。当時はこの改正はとても歓迎されたものでした。しかしながら、その後は共働きおよび単身の方たちが増えていったのです。

日本の女性の年金配慮は第3号被保険者制度が中心で、扶養されているサラリーマンの配偶者の年収が現在は130万円未満であれば、社会保険料を自分では負担せず、かわりに厚生年金全体が負担して基礎年金権を得られます。これにより確かに主婦にとって老後の年金を得られる者が拡大しました。そして、夫婦2人分の基礎年金がもらえるので、専業主婦世帯の年金水準が安定するという役割がありました。

半面で、今後のように労働力がどんどん減っていき、しかも寿命が延びていて、子ども数が減っていて、中年期の働ける時代が長くなったような時期には大変問題が大きいと思います。主婦が社会保険料免除のために年間130万円に、非課税のために年間103万円までに仕事を調整する、そこまでしか働かないような要因になっていることが大きな問題です。さらに、本人がそうするだけではなく、そういう働き方を提示すれば企業は年金保険料を払わなくて済むので、企業が短時間で働く人を募集して、短時間の働かせ方をするわけです。そして、長期で見れば、主婦は自分で負担しなくても基礎年金ならばもらえるという見方もできますが、基礎年金しかもらえないということにもなります。

また年間103万円未満で比較的優秀な主婦の方たちが働くので、シングルの非正規の人たちが同じような賃金水準、つまり、お小遣い賃金に過ぎない水準の賃金しか得られない一つの原因にもなり得ます。そういった意味で、女性の基礎年金の第3号被保険者制度というのは女性の年金拡充の重要な役割を持ってはいますものの、大きい問題が積み上がってきているわけです。ですから、85年改正は、専業主婦世帯の給付は変わらなかったけれども、そうではない世帯の給付を下げたということ

す。

それから、非正規雇用者や自営業の妻については、第 3 号被保険者という制度はないのです。日本では女性の 6 割ぐらいは出産した後にいったん無職になっているのですが、そうした自営世帯では出産後無業になった女性は自身で年金保険料を払わない限り年金がないことになります。

<遺族年金>

次にサラリーマンの配偶者の遺族年金です。遺族年金は日本において老後の女性の暮らしに非常に重要な役割を果たしています。というのは女性の賃金が低く自分の年金が低いからです。現在は、夫の死亡時に、自分の厚生年金か夫の遺族年金を選ぶ、もしくは両方の 2 分の 1 かを選ぶ制度ですが、ほとんどの方は夫の遺族年金を選んだ方が年金が高いのです。そうしますと、例えばパートで 20 年働いて、自分の年金が 2 万円付いたとします。「ああ、よかった」と思っていると、夫が亡くなったときにはその 2 万円を実質的には放棄して夫の遺族年金だけになるということが制度上あります。これは給付という面から、女性の年金加入のメリットを引き下げています。このように日本の年金制度は、なぜか女性が働くことについては結構厳しい制度を持つのですが、妻への配慮はあり、たとえば高齢者と少しの期間であっても結婚し未亡人となれば遺族年金が来ます。つまり結婚については優しいが、女性が働くことには冷たい制度ともいえます。

<年金と育児期間>

それから年金上の育児期の配慮です。最近は育児期間の無業や低収入は年金上社会的に評価するのが世界の年金の流れです。子どもが育つということは、年金を維持する上でとても重要なことです。しかし子どもを育てることで賃金が下がったり無業になれば年金は下がってしまう。そこで育児は社会的に年金上評価するという方向です。日本の場合も、育児休業中の保険料の免除等の改正はされているのですが、過半数の女性は辞めてしまっています。それから非正規の方も多いため、育児期の配慮は、厚生年金加入者でかつ育児休業を取った人には行われているのですが、多くの出産女性には届いていないという問題があります。

<離婚分割>

離婚分割は 2004 年改正で導入されました。これ以前は離婚分割がなかったので、これは離婚した方にとってはよかったのではないかと思います。

3. 女性と年金の課題

<現在の年金給付>

現在の高齢期の年金はどのくらいもらえているのかというのが皆さんのご関心があるところだと思いますが、実は結構高いのです。厚生労働省『年金制度基礎調査』平成 23 年によれば、夫婦世帯の方は年金 300 万～400 万円というところにピークが

あります。これは 70～74 歳層を見たものです。60 代はまだ仕事をしている人もいますし、年金年齢の引き上げ途上でもありますので、70～74 歳で厚生省の調査で見ました。ただ、先ほども述べたとおり、今後の年金はもっとずっと下がっていくことが予想されているわけです。

男女別に見ると、厚生労働省『国民生活基礎調査』平成 24 年という別の調査からですが、同じく 70～74 歳層について、男性は 200 万～300 万円ぐらいにピークがあって、女性は基礎年金ぐらいである 60 万～80 万円、あるいは少し厚生年金をもらっている 80 万～100 万円ぐらいにピークがあります。両者が夫婦であれば 300 万～400 万円の年金になるわけです。

しかし、単身だけで見ますと、単身女性の 4 割が年間 100 万円未満の年金しかもらっていませんし、61%が年間 150 万円未満の年金しかもらっていません。同じく厚生労働省『年金制度基礎調査』平成 23 年からです。なぜか。この年齢層の方たちは第 3 号の保険者制度ができたときに 40 代だった方たちです。当時はまだ女性の家族従業者がかなりいて、自営世帯も多かったのです。つまり 1 号の方々も多かった。

それから、サラリーマンでずっと働き続けていたシングル女性の場合は男性よりかなり賃金が低く、しかも正社員を続けられなくて、途中から非正規になってしまうような方も比較的多かった。このような諸要因のために、年金が低くなってしまいます。

単身の中では、遺族年金を受給している方はそれでも年金水準が高いのですが、生涯シングルの方の年金がかなり低いことが分かっています。またここまでの統計には示されていませんが、年金がすごく低い方たちは子同居世帯の女性にも多いです。

<現役女性の就業調整の実態>

現役の働き方への影響ですが、厚生労働省『21 世紀成年者縦断調査』という 1968～1982 年生まれの方たちの調査で見たものがパワーポイントの図です。結婚している方と未婚の方で分け、それぞれを正社員の方と他の就業形態の方に分けています。左側の有配偶女性をみると正社員の方たちは 200 万～700 万円ぐらいに年収が分布していますが、時間給で働く人たちは 103 万円のところに非常に大きなピークがあり、そこに就業調整しています。130 万円はより小さなピークですが、そこにもピークはあります。

そして単身の方も、右の図のようにやはり 103 万円のところに調整する小さいピークはありますが、調整とは無関係の正社員就業の方が全般にずっと多いです。これに対して有配偶女性については、就業調整のピークにいる方の数は大きくて、時給で働く妻の多くが税金や社会保険のことを考えつつ就業調整をしていることが分かると思います。

女性の年金の課題としては、現役世代について、働く人が就業調整したくなるような徴収構造はなくすべきです。現状では、他の統計等を見ますと、子どもが義務教育を修了しだんだん母親がより長時間働けるようになったときに 103 万の壁にぶつかり就業調整が増えるとわかっています。また夫の収入が高い方が就業調整をしてい

ます。就業調整をしないと、年間 20 万～30 万円ぐらいの社会保険料が突然掛かるようになるのです。そのため、就業調整をするのが大変合理的なような徴収構造になってしまっているわけです。さらに遺族年金からも、せっかく年金を積み立てたと思っても、夫が亡くなると自分の年金分がなくなってしまう。そういうことで、もう少し女性が就業するという前提で社会保障を再考した方がよろしいのではないだろうか。

4. 試案をもとに山本克也氏によるシミュレーション

そこで、先ほどの私の論文をもとに社会保障人口問題研究所の山本克也先生が年金シミュレーションしてくださいました。お配りした冊子には間に合わなくて、追加資料として資料集に入っています。私の考えた案とは、『年金と経済』の 2014 年、第 34 巻第 1 号 24-39 頁にあります。米国のようなベンドポイント式の年金を考えました。米国のベンドポイント式とは、例えば月収 8 万円までは年金代替率が 9 割、すなわち 9 割の金額を年金としてもらえる、月収が高くなると代替率は 32%と下がり、さらに高くなると 16%に下がる仕組みです。たとえば生涯 8 万円で働く人は年金を 7 万 2000 円もらいます。そのように低賃金に厚い給付構造ですが、かわりにわずかな収入でも原則としてすべて社会保険料を課します。米国の制度にならった事例ですが、こういう形にしたらどういうことになるか。その上で第 3 号のような配慮を子育て期間だけにしたらどういうことになるか。さらに育児理由で退職し再就職した人には年金が加算されるような就業奨励の工夫をしたらどういうことになるか。また女性が遺族年金をもらうときに自分の年金が完全にカットされるのではなく、低い人には自分の年金が上がるにつれてだんだん遺族年金は下がるような形で自分の年金の上に遺族年金が載る形にしたらどうなるだろうかということを書き、その案に基づいてそれを簡略化し山本先生がシミュレーションをしてくださいました。

そのシミュレーションの結果についてご紹介します。山本先生は、社会保障・人口問題研究所の研究者で、年金の財政のシミュレーションがご専門です。今日は残念ながら来られませんでしたので、私がどこまできちんとご説明できるか分かりませんが、先生が今回の財政検証のもう 1 回前の 2009 年の財政検証のプログラムを使い、中位の物価上昇率、中位の賃金上昇率、中位の運用利回りの仮定の下で、厚生労働省が当時行ったのと同じような初期値で計算をしてくださいました。年金加入者が毎年どのように変化していくか、報酬がどのように変化していくかを試算に入れて計算してくださったものです。

私の案は育児期間の保険料の免除という仕組みがありますが、山本先生の案では、第 3 号被保険者を廃止して、第 3 号被保険者は全員が原則新 2 号となる（育児期も第 2 号と評価する）ものとして計算されています。先ほど説明したようなベンドポイント制を仮定したので低収入の人には保険料納付の割に給付が高い形になっています。旧制度の方は旧制度で計算されていますが、新制度に移ったらその時から新制

度として給付されるということです。そして、マクロ経済スライドをここでは適用させていません。年収が低い人は9割ぐらい年金をもらえ、そして、そこから先は少しベンドして、もっと年収が高いともっと代替率が下がる方式です。例えば、3号の方も1号の方も生涯10.5万円で働いたと仮定すると、年金が8万円ぐらいになります。それでどういうことになるかを見てみましょう。

私の論文では、再就職の加算などありますが、その辺は全部端折って計算されています。結果として、第1号被保険者の方の年金給付はかなり上がります。第3号被保険者の方は少し年金給付が上がります。第2号被保険者の方は、時代がかなりたつて年金給付が上がるという形になっています。そうすると、高齢化がすすむ2040年には、現在の制度に比べて7兆円ぐらいのお金が掛かって年金給付は全体に上がるという結果になりました。また第2号被保険者が新制度に移行しない場合には、第1号と第3号の変化だけになります。

結論としては、低所得の方たちの年金を拡充することで、2040年には約9兆円(消費税3%分相当)のお金が掛かるとなりました。また第2号被保険者制度を変えないと仮定すると5兆円ぐらいで、消費税2%分の支出に当たるというのが山本克也先生の試算でした。この他にもう少し試算があるのですが、時間の制約から説明はここまででとさせていただきますと思います。

これは一つの試算ですが、これから大きく高齢化に向かっていく中で、女性の働き方、それから子育て期の年金の考え方を、女性の就業を奨励する方向に再考する必要があると思います。一番貧困になりやすいのは高齢女性です。女性の老後の年金と、女性の現役期の保険料負担についてどういうふうに考えるか、ここで議論したいということで、論点整理と問題提起をいたしました。

(参考資料)

永瀬伸子(2015)「【特集】公的年金改革について パートの厚生年金の適応拡大について—年金の財政検証と適用拡大オプションの試算から—」『年金と経済』第34巻第1号24-39頁。